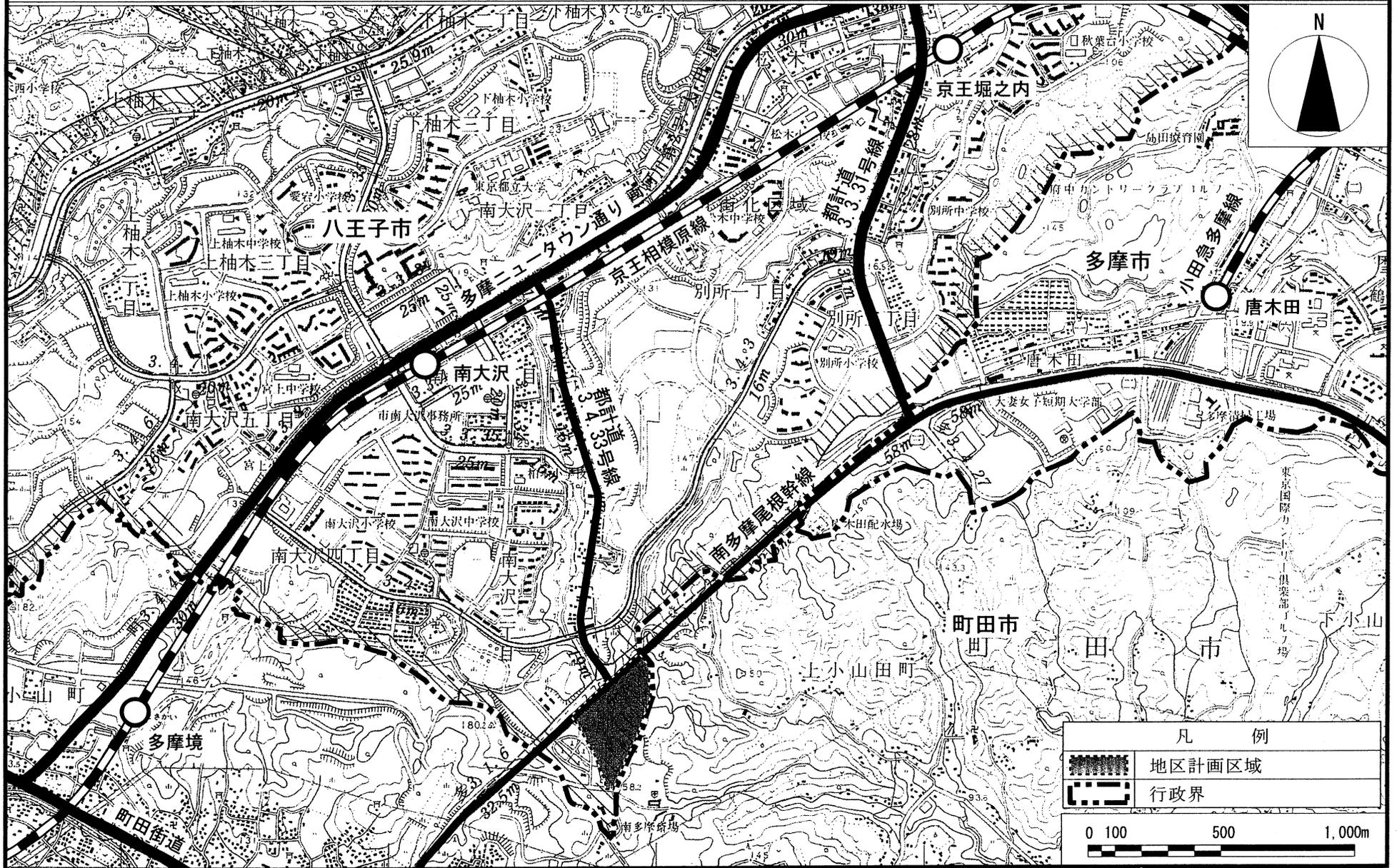
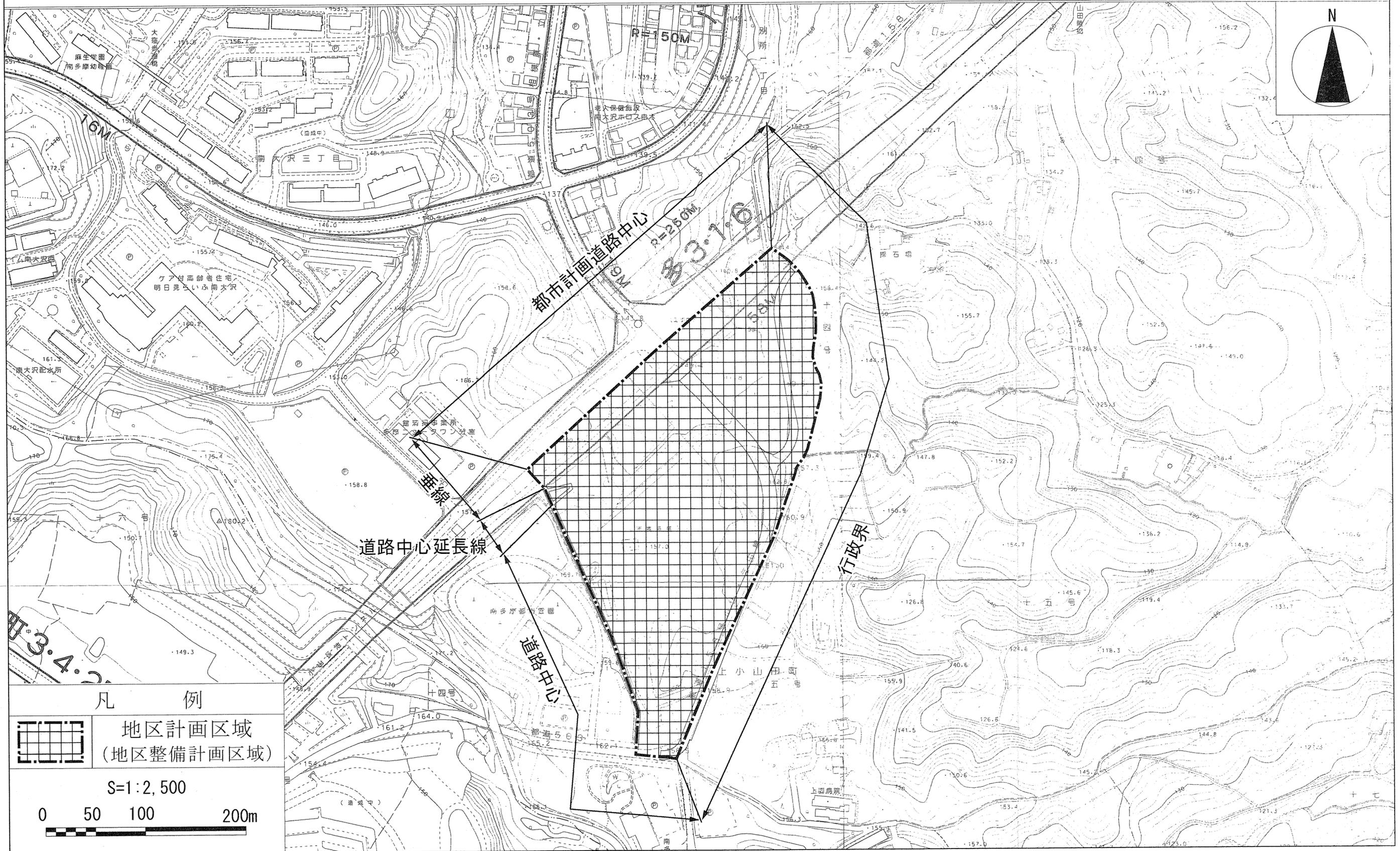


八王子都市計画地区計画 尾根幹線南地区地区計画 位置図 [八王子市決定]



八王子都市計画地区計画 尾根幹線南地区地区計画 計画図 [八王子市決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図及び道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
 (承認番号)17都市基交第200号、平成17年9月9日
 (承認番号)17都市基街第377号、平成17年9月9日

八王子都市計画地区計画の変更（八王子市決定）

都市計画尾根幹線南地区地区計画を次のように変更する。

名 称		尾根幹線南地区地区計画
位 置 ※		八王子市南大沢三丁目地内
面 積 ※		約 7.6ha
地区計画の目標		<p>本地区は、多摩ニュータウン南部に位置し、都市計画道路多3・1・6号線（南多摩尾根幹線）及び都市計画道路八3・4・33号線の結節点に位置しており、新住宅市街地開発事業において基盤整備が行われ、計画的な施設立地を行う区域である。</p> <p>八王子市都市計画マスタープランにおいては、「豊かな緑に囲まれた新しい文化とゆとりあるまち」を将来像としている。さらに、八王子市産業振興マスタープランにおいて、多摩ニュータウンの業務用地は研究開発型企業や物流系企業の新たな立地の促進を図ることとしている。</p> <p>このため、交通の利便性を活かした業務・流通等の施設の立地を図るとともに、緑の連続性を保全しつつ緑豊かな丘陵の景観とあいまった周辺の市街地や自然環境と調和した魅力ある都市環境の形成を図ることを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	広域道路交通の結節点である立地条件を活かし、周辺の市街地に配慮しつつ、業務・流通等の施設の立地を誘導する。
	建築物等の整備の方針	業務・流通等の施設の立地を誘導するとともに、周辺の市街地や自然環境との調和を図り、ゆとりとうるおいのある街並みの形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。

地区整備計画	建築物等に 関する 事項	建築物等の用途の 制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅 2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4. 幼稚園、小学校、中学校 5. 老人ホーム 6. ボーリング場、スケート場又は水泳場その他これらに類する運動施設 7. ホテル又は旅館 8. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの 9. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの 10. キャバレー、料理店その他これらに類するもの 11. 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物のうち火薬類の貯蔵又は処理に供する建築物
		建築物の敷地面積 の最低限度	1,000m ²
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は2.0m以上としなければならない。
		建築物等の高さの 最高限度	建築物の高さの最高限度は30mとする。
		建築物等の形態又 は色彩その他の意 匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の屋根、外壁及びこれに代わる柱の色彩は、周囲の環境に調和したものとする。 2. 屋上及び屋外設置物は周囲からの景観に配慮したものとする。屋外広告物は、過大とならず周囲の環境と調和するよう色彩、大きさ及び設置場所に留意し、良好な景観の形成、風致を損なわないものとする。 3. 屋外広告物は、過大とならず周囲の環境と調和するよう色彩、大きさ及び設置場所に留意し、良好な景観の形成、風致を損なわないものとする。

※は知事協議事項

「区域は、計画図表示のとおり」

〔理由〕「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）」等の改正に合わせ、地区計画を変更する。